

# 社会福祉法人津田福祉会役員報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津田福祉会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

## (役員報酬)

第3条 当法人は役員報酬は、支給しないものとする。(無報酬)

- 2 評議員の報酬も定款第8条により、支給しないものとする。(無報酬)

## (費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会等の委任を受けて法人業務を行う場合には次の通り費用を弁償する。ただし、施設等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 役員等には、法人の用務で出張及び会議等に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める職員旅費規程等の支給要領に準じて支給することができる。

第5条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

## 附則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月1日)より施行する。

この規定は、一部改正し令和元年6月20日より施行する。